介護サービス事業所 管理者 様 高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る介護施設従事者等への スクリーニング検査回数の拡大について(お知らせ)

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大対策に日々御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、現在、より感染力の強いオミクロン株の派生型 BA.5 への置き換わりが進んでおり、福岡市においても I 日当たりの新規感染者数が過去最多を記録するなど、今後もさらなる感染拡大が懸念されております。

このため、施設内での感染拡大を防止するため、当面の間、<u>検査回数を週1回から週2回へ拡</u>大いたします。

また、定期的な検査に加え、<u>出勤後に喉の違和感や倦怠感など気になる症状が現れた場合は</u> 検査を実施されるようお願いします。

各施設管理者様におかれましては、抗原簡易キットによる検査を積極的に実施いただくともに、引き続き感染拡大防止の取組をお願いします。

記

1 介護施設従事者等へのスクリーニング検査について

(1)検査対象者

施設従事者及び介護施設の新規入所者(短期入所者含む)

- ※雇用形態を問わず、派遣職員・パート・委託業者の調理業務員や清掃員等も含みます
- ※従事者の家族、介護施設の既存入所者及びその家族、通所サービス利用者は除きます。

<留意事項>

検査結果が**陰性**であっても、症状がある場合は、業務に従事せず、かかりつけ医や嘱託医等にご相談ください。

(2)検査頻度の目安

週2回(ただし、新規入所者は入所時に1回のみ)

※上記のスクリーニング検査に加え、介護施設従事者が濃厚接触者(無症状)となった場合において、業務に従事するため、毎日の業務前の検査にも使用することができます。詳細は別紙をご確認ください。

(3)運用開始日

令和4年7月19日(火)10:00~当面の間

2 抗原簡易キットの申込方法

- ・以下の URL 又は二次元コードを読み取り、申込専用フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
- ・週2回の検査を希望する施設は、申込画面の検査頻度欄「週2回の検査を実施する」にチェックを入れてください。6回分(3週間分)の抗原簡易キットを配付します。

【申込専用フォーム】右の二次元コードを読み取ってください。※株式会社ムトウ(受託事業者)のホームページからもアクセスできます。



<URL>

https://docs.google.com/forms/d/e/IFAIpQLSdzdW2pKIyyOm4hVEmAoC3wtLtdiH6qzwe_DcMVOZmtpwLMcQ/viewform

3 検査結果の報告

- ・検査実施後は、「スクリーニング結果報告フォーム」に必要事項を入力し結果を報告してください。
- ・報告により、各施設の在庫数を管理しておりますので、抗原簡易キットの手持ちがある施設(未報告の施設を含む)については、申込みいただいても配付できない場合があります。検査実施後は速やかに結果報告の入力をお願いいたします。

【申込専用フォーム】右の二次元コードを読み取ってください。※株式会社ムトウ(受託事業者)のホームページからもアクセスできます。



<URL>

https://docs.google.com/forms/d/e/IFAIpQLScXRAnj5WojXHdgIcII3dm NDP5suRGCa9moAu-eVJH3eLuaNQ/viewform

4 注意点

- ○抗原簡易キットは、定期的なスクリーニング検査のために配付いたします。<u>施設での備蓄や緊急</u> 時の使用のみを目的とした申込みはご遠慮ください。
- ○使用実績が確認できない場合などは、受託事業者から電話等により確認を行うことがあります。
- ○ご不明な点がございましたら、<u>実施マニュアルをご覧いただくか、受託事業者(株式会社ムトウ)に</u> お問合せください。

【申込専用フォーム】右の二次元コードを読み取ってください。※株式会社ムトウ(受託事業者)のホームページからもアクセスできます。



<URL>

https://www.wism-mutoh.jp/special/?health_flg=I&id=I640067957-973276

【お問合せ先】

株式会社ムトウ(受託事業者)

TEL 092-631-0047 (受付時間:平日9:00~17:00) ホームページ URL https://www.wism-mutoh.jp/

事務連絡 令和4年3月28日

各施設管理者 様

福岡市保健福祉局課長(新型コロナウイルス感染症対策担当) 福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

介護従事者が濃厚接触者となった場合の対応について

皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々御尽力いただき、厚く御 礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に基づき、オミクロン株が主流の間における本市の対応を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

記

1 厚生労働省事務連絡の概要

・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、**濃厚接触者となった介護従事者が、以下の要件等を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱も可能とする。**

くこれまで>

陽性者と最終接触があった日を0日 (最終曝露日)として翌日から4日 目及び5日目の抗原定性検査キット を用いた検査で陰性確認後、5日目 から待機期間解除が可能。



<左記に加えて>

無症状であり、毎日業務前に抗原定性 検査で陰性が確認されるなど、一定の 要件を満たした場合、陽性者と最終接 触があった日(0日:最終曝露日)から 勤務が可能となる。

<u>※5 日目までの陰性確認で待機期間解</u> 除が可能

2 要件等

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- ・他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること 。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)を実施済みで、追加接種後 14 日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために追加接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後 14 日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- ・<u>無症状であり、</u>毎日業務前に PCR 検査等又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットによる検査も可)により検査を行い、<u>陰性が確</u>認されていること。
- ・濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。 ※検査期間は、最終暴露日(陽性者との接触等)から5日目に陰性が確認されるまで。 ※注意事項については添付資料をご参照ください。

3 検査について(本市の対応)

要件の一つである毎日業務前に行う検査については、<mark>福岡市で実施している「医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業」の抗原定性検査キットを使用することができます</mark>ので、必要に応じご活用ください。

4 参考資料 (厚生労働省 HP をご確認ください)

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」 (令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)

【問合せ先】

福岡市保健福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当

担当:後藤・平田・髙原

Tel:092-711-4750 Fax:092-406-5075

E-mail:coronataisaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

※「医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業」に関する 問合せ先:受託事業者の株式会社ムトウ Tm092-631-0047